ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省福島労働局発表
令和４年11月11日

担当	福島労働局　労働基準部 健康安全課長 田中　暁雄 主任地方産業安全専門官 空閑　秀雄 電　話　024-536-4603（直通）

『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』を実施します。

福島労働局（局長　河西直人）では、休業４日以上の死傷災害のうち最も発生件数が多い転倒災害の減少を図るため、平成 27 年から「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施し、転倒災害防止に係る指導・啓発等に取り組んでいるところです。

しかしながら、昨年は平成 11 年以降で最多となる 556 件の転倒災害が発生し、今年に入ってからは、１月に、ひと月の最多件数となる 146 件の転倒災害が発生、３月に、積雪・凍結による転倒を原因とする死亡災害が発生するなど、多発する転倒災害に歯止めがかけられていない状況にあります。

転倒災害は、その約４割が積雪・凍結の伴う冬季に発生しています。気象庁の「寒候期予報」によると、令和４年 12 月から令和５年２月の気温は全国的に例年より低くなる予想となっており、今年度の冬季間も転倒災害の多発が懸念されることから、福島労働局では、別添の実施要綱に基づき、積雪・凍結期間前の 11 月 15 日から同月 30 日までの期間を準備期間、転倒災害が多発する 12 月～３月までを本運動期間として、**『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』**を実施し、同要綱に沿った対策の徹底を事業場に求めるなど、冬季の転倒災害発生の削減に向けた取組を展開します。

準備期間　令和４年 11 月 15 日～令和４年 11 月 30 日
運動期間　令和４年 12 月１日～令和５年３月 31 日

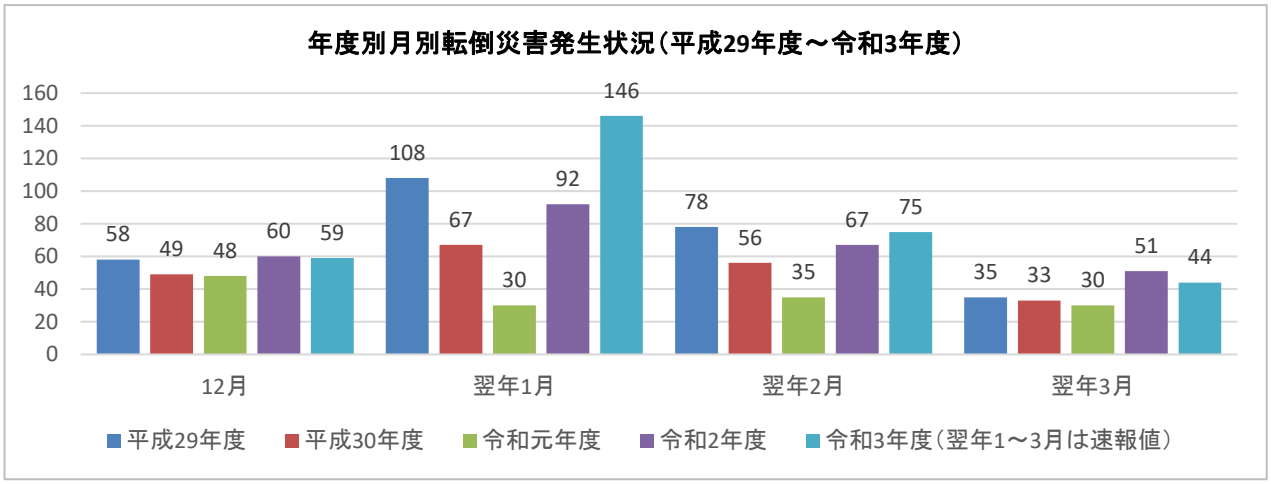

別紙

『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』実施要綱

１　趣旨

休業４日以上の死傷災害の中で最も件数が多く、全体の２割以上を占める転倒災害の減少を図るため、福島労働局では、『「転ばないでね！」（福島版「STOP！転倒災害プロジェクト」）実施要綱』（別添参照）に基づき、平成 27 年から「STOP!転倒災害プロジェクト」を実施して、転倒災害防止に係る指導・啓発等に取り組んでいるところである。

しかしながら、令和３年には平成 11 年以降で最多の 556 件の転倒災害が発生したほか、令和４年１月にはひと月で最多となる 146 件の転倒災害が発生し、同年３月には積雪・凍結を原因とする死亡災害が発生する等、多発傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

転倒災害は、その約４割が積雪・凍結の伴う冬季に発生しており、特に、令和３年 12 月から４年２月の冬季に発生した転倒災害 280 件のうち、積雪・凍結を原因とするものが６割以上（184 件（65.7%））を占めるなど、冬季の転倒災害防止については引き続き対策が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害が多発する冬季に『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）』を展開し、『「転ばないでね！」（福島版「STOP！転倒災害プロジェクト」）実施要綱』に定める各実施事項の励行を促す等により、冬季における転倒災害の一層の減少を図ることとする。

２　期間

・準 備 期 間　令和４年 11 月 15 日から令和４年 11 月 30 日

・運 動 期 間　令和４年 12 月１日から令和５年３月 31 日

３　主唱者

福島労働局、各労働基準監督署、各労働災害防止団体（福島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会福島県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部福島支部、林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部、各地区労働基準協会）

４　実施者

各事業場

５　主唱者の実施事項

（１）福島労働局、労働基準監督署の実施事項

冬季の転倒災害を防止するためには、その年の降雪量に左右されない、事業者の理解と労働者自身の高い安全意識が不可欠であることから、労使が一体となって職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図るため、以下の対策を展開する。

①　冬季転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成・配布

②　積雪・凍結期等の転倒災害防止対策に有効な情報等の周知

③　本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請

④　労働局、労働基準監督署による事業場への指導

（２）各労働災害防止団体の実施事項

①　会員事業場等への周知啓発

②　事業場の転倒災害防止対策への指導援助

③　転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援

④　転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

６　実施者の実施事項

『「転ばないでね！」（福島版「STOP！転倒災害プロジェクト」）実施要綱』（以下「プロジェクト要綱」という。）の「６ 実施者の実施事項」に定めた事項。

特に以下の事項の実施を徹底する。

ｉ）準備期間（冬季前）における転倒災害防止対策（プロジェクト要綱６（３））

ア　地域の気象状況を踏まえ、積雪・凍結前に労働者に対する注意喚起

イ　積雪・凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

ⅱ）冬季における転倒災害防止対策（プロジェクト要綱６（４））

①　気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア　大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ　警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ　気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

②　通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

ア　屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ　事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ　屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ　凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

オ　凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

別添

「転ばないでね！」（福島版「STOP！転倒災害プロジェクト」）実施要綱

1　趣旨

福島労働局管内における転倒災害は、平成26年において全死傷災害（４日以上）の24％を占め、最も多く発生している労働災害であることから、平成27年より、転倒災害の防止に重点的に取り組んできたところである。

この成果により、転倒災害による死傷者を500名（平成26年）から401名（平成27年）に大きく減少させることができたが、依然として全死傷災害（４日以上）の21％を転倒災害が占めている。また、予後が重篤につながりやすい50歳以上の高齢者が約70％を占めているが、高齢者では災害が重篤化しやすいことからも、転倒災害防止対策は引き続き取り組んでいく必要がある。

この「転ばないでね！」（福島版「STOP！転倒災害プロジェクト」）は、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策を講ずることにより、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として実施するものである。

実施者は、時期を問わず職場の環境改善はもとより転倒災害を防止するための対策を講ずるとともに、重点取組期間や準備期間には、特に重点的な取組を行うものとする。

2　重点取組期間及び準備期間

（１）重点取組期間：６月

（２）準備期間：冬季前（原則として11月）

3　主唱者

福島労働局、福島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会福島県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部福島支部、林業・木材製造業労働災害防止協会福島県支部、各地区労働基準協会

4　実施者

各事業場

5　主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止にあたっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸

成・浸透されるよう意識啓発を図り、福島労働局と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

（１）福島労働局の実施事項

① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

② 転倒災害防止対策に有益な情報等を集めた厚生労働省特設サイトの案内

ア 効果的な対策、好事例の紹介（チェックリストを含む）

イ 転倒災害防止対策に有益な保護具等の紹介

ウ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の案内

エ 積雪、凍結期等の対策

③ 本取組を効果的に推進するための関係業界団体等への協力要請

④ 各労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指導

（２）各労働災害防止団体の実施事項

① 会員事業場等への周知啓発

② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助

③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援

④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

６ 実施者の実施事項

（１）一般的な転倒災害防止対策（時期を問わず実施すべき事項）

① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

② ４S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進

⑦ 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起

⑧ 事業場内の高年齢労働者、女性労働者が就業する箇所を確認し、①～⑦の事項の重点的な実施

⑨ 定期的な職場点検、巡視の実施

⑩ （必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請

⑪ 転倒予防体操の励行

※ 転倒災害は、冬季以外の季節にも発生しており、実施者は災害の原因解消に努め、対策の実施に当たっては十分検討すること。

（２）重点取組期間（６月）の実施事項

① 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転

倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

② チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

（３）準備期間（冬季前）における転倒災害防止対策

ア 地域の気象状況を踏まえ、積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起

イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

※ 原則として１１月中には実施することとするが、地域の気象の見通しを踏まえ、準備期間中の対策及び（４）の対策を前倒しして実施すること等を検討すること。なお、準備期間に引き続き冬季においてもア、イの対策の実施について実施者が判断すること。

（４）冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）

準備期間：令和４年11月15日～令和４年11月30日
運動期間：令和４年12月１日～令和５年３月31日

福島労働局　　健康安全課

厚生労働省
福島労働局

◎福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね！）

凍結前の事前確認と凍結時の危険防止の徹底を！

準備期間：令和４年11月15日～令和４年11月30日
運動期間：令和４年12月１日～令和５年３月31日

1 実施者の実施事項

ｉ）準備期間（冬季前）における転倒災害防止対策
　ア　地域の気象状況を踏まえ、積雪・凍結前に労働者に対する注意喚起
　イ　積雪・凍結時に転倒のおそれがある箇所の事前確認

ⅱ）冬季における転倒災害防止対策
　①気象情報の活用によるリスク低減の実施
　　ア　大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
　　イ　警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
　　ウ　気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し
　②通路、作業場所の凍結による危険防止の徹底
　　ア　屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
　　イ　事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去
　　ウ　屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
　　エ　凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
　　オ　凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

寅 から 卯 へ　転ばないで 新年を迎えましょう！

2 凍結による転倒災害の防止対策等

ｉ）多発する凍結路面による転倒災害を防止するために次の取組を実施してください。
　○凍結防止剤を散布すること。
　○氷面を砕いて路面を露出させること。
　○滑り止め剤の砂を散布すること。
　○スパイク付きの靴を準備すること。

ⅱ）転び方について
　必ずケガを防止できるわけではありませんが、
　○後頭部をぶつけないために顎をしっかりと引くこと。
　○無理に手をついて体重を支えようとしないこと。
　○後頭部を守るため顎を引いて背中を丸くして転ぶこと。

3 身体機能の確認と体力の維持

ｉ）チェックしましょう！
　○転倒等リスク評価セルフチェック票
　○転びの予防　体力チェック（中災防）
　○転倒災害防止のためのチェックシート（中災防）
　〇エイジアクション100「高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト」
ⅱ）やってみましょう！
　〇転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
　〇いつまでも元気な足腰でいるために!「ロコトレ（ロコモーショントレーニング）」
　　日本整形外科学会ロコモティブシンドローム予防啓発公式サイト
ⅲ）見てみましょう！（啓発動画、ダイジェスト動画）
　○すべっちゃダメよ！転倒予防 ムチャしちゃダメよ！腰痛予防
　○スポーツ庁の室伏長官による、職場における転倒予防、腰痛予防に向けたスポーツの習慣化の呼びかけ動画（スポーツ庁×厚生労働省）

詳しくは、厚生労働省ホームページもご覧ください！　「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」　STOP！ 転倒　検索

◎転倒災害発生状況１　事故の型別、年度別・月別

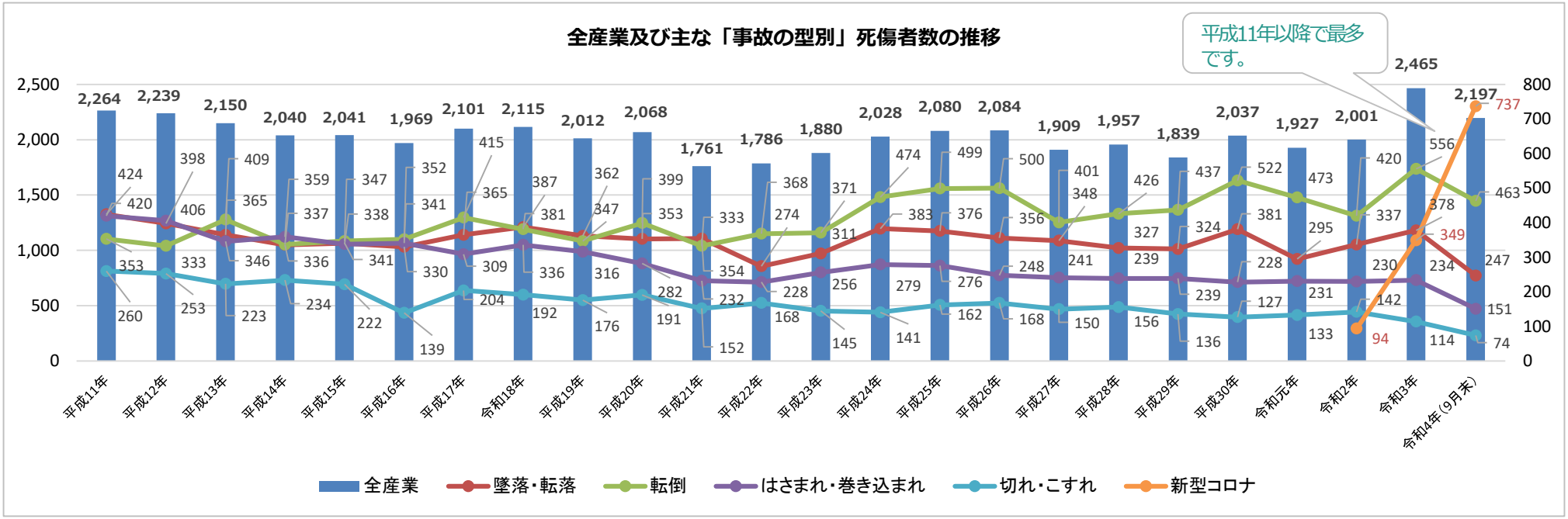

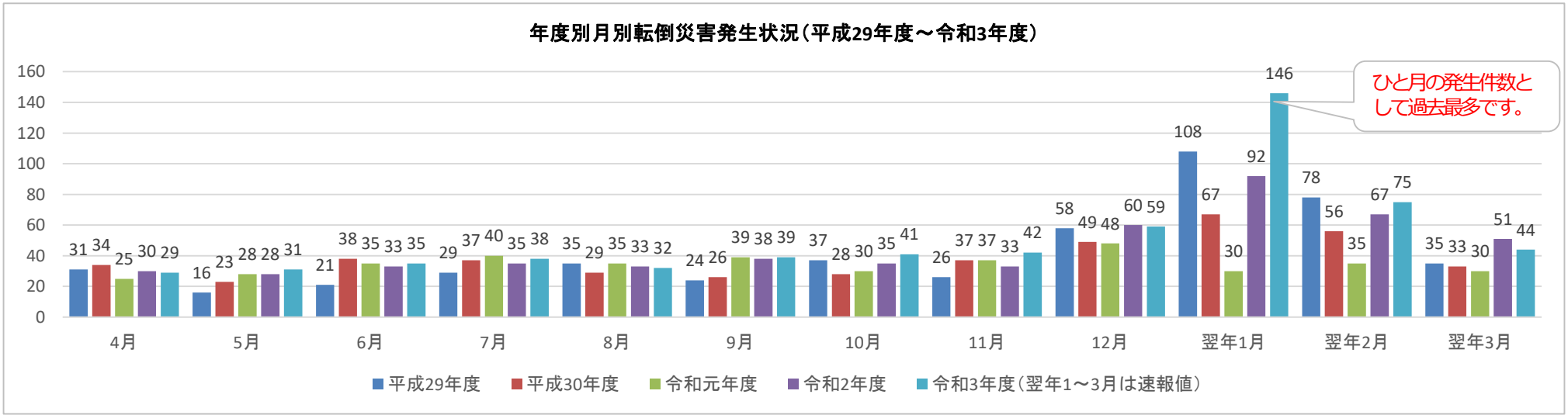

◎転倒災害発生状況２　男女別、年齢別、時間帯別、休業見込み日数別

男女別

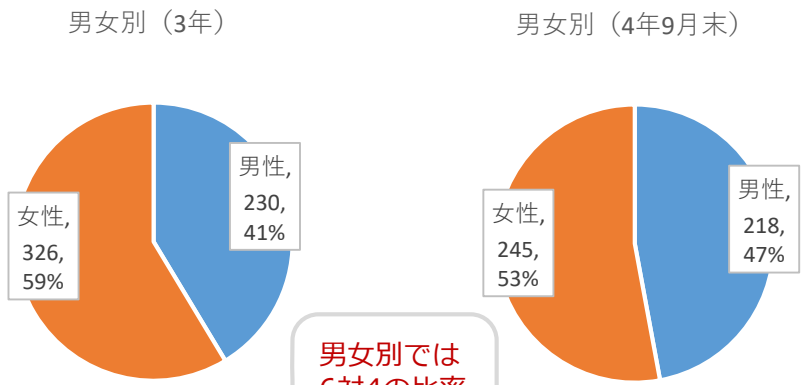

男女別では6対4の比率です。

年齢別

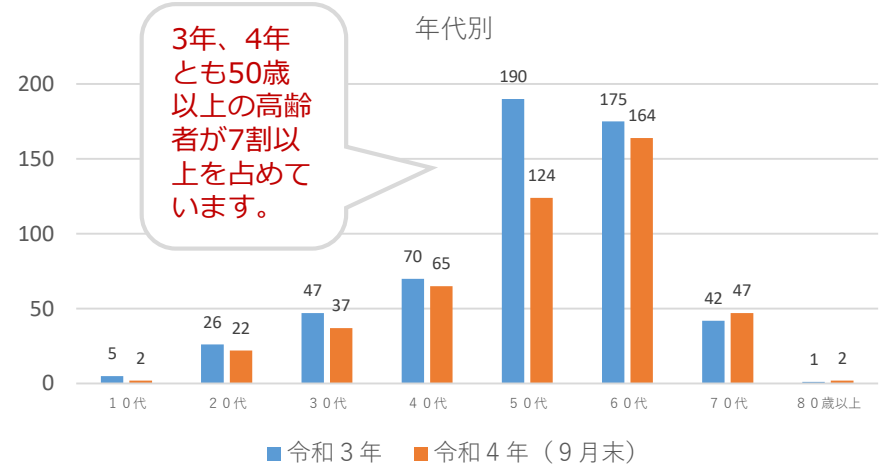

3年、4年とも50歳以上の高齢者が7割以上を占めています。

時間帯別

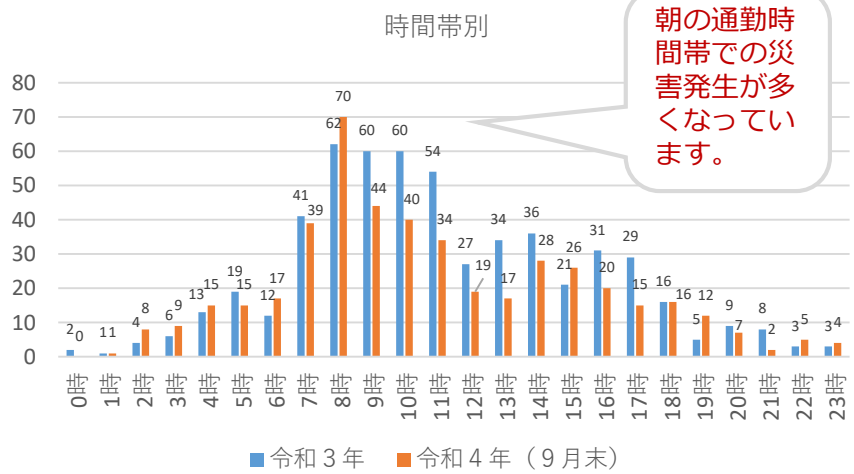

朝の通勤時間帯での災害発生が多くなっています。

休業見込み日数別

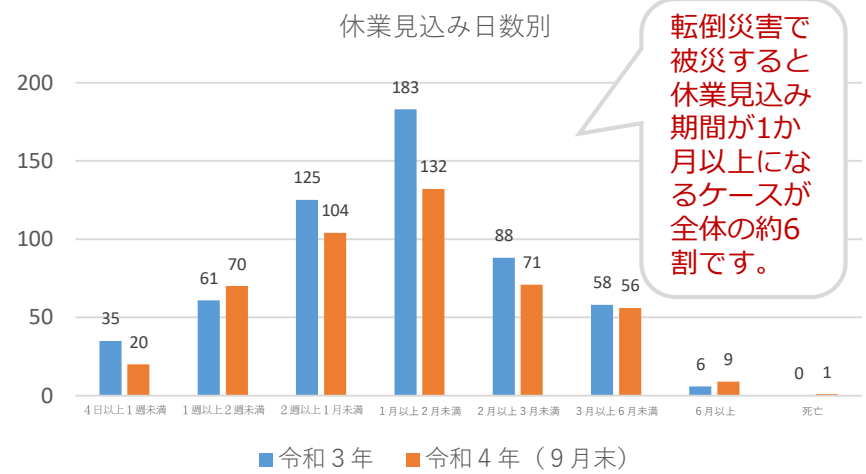

転倒災害で被災すると休業見込み期間が1か月以上になるケースが全体の約6割です。

◎転倒災害発生状況３　労働基準監督署別

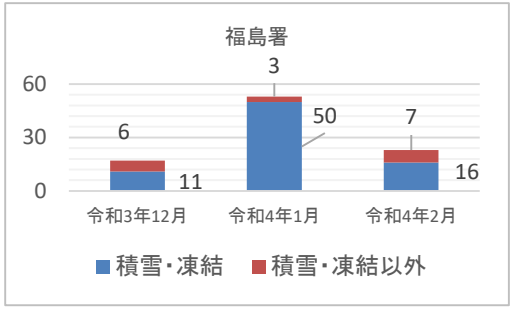

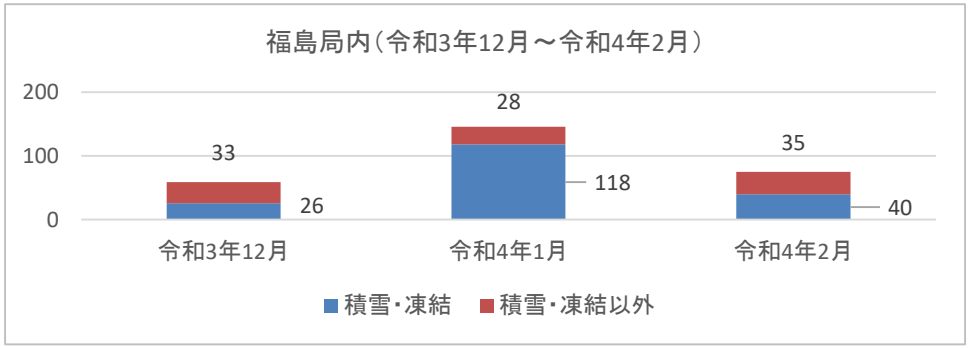

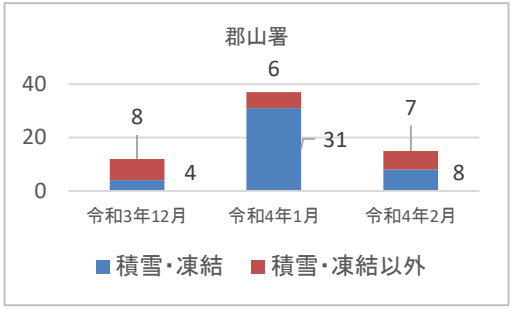

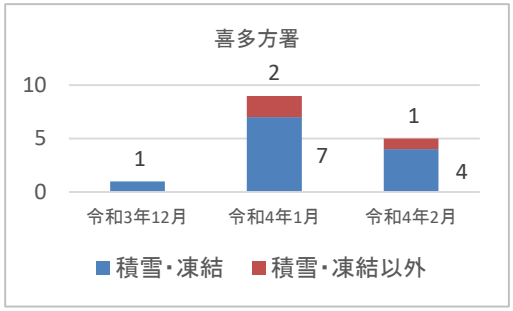

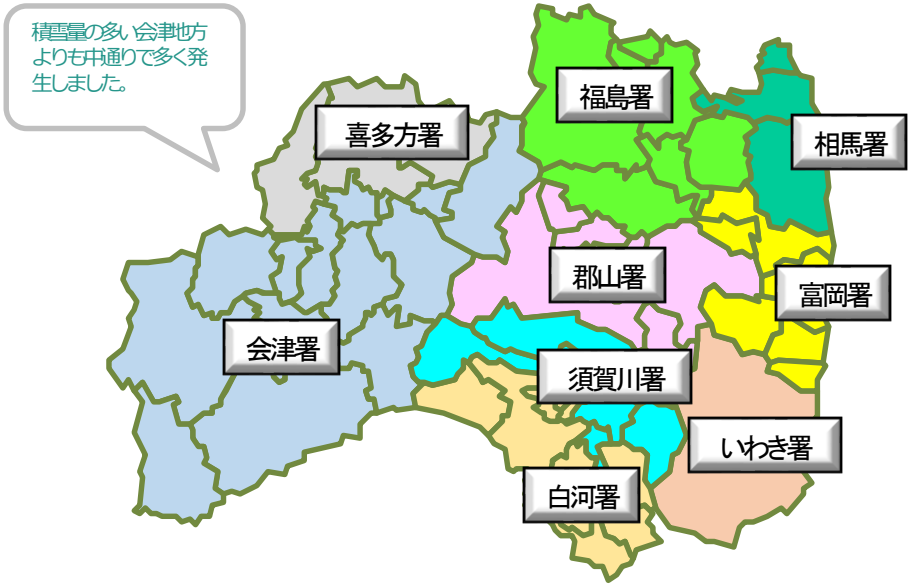

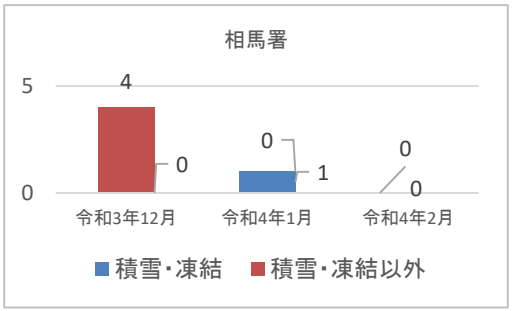

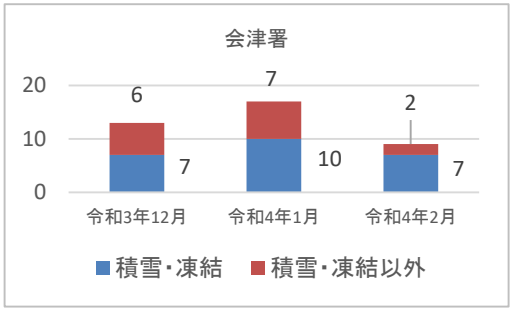

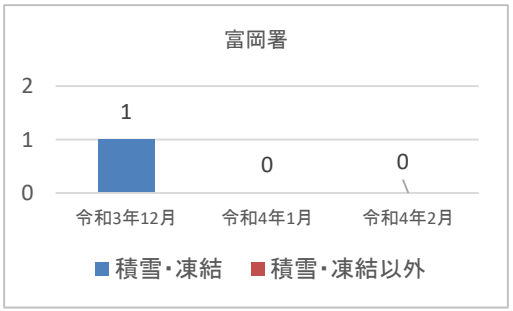

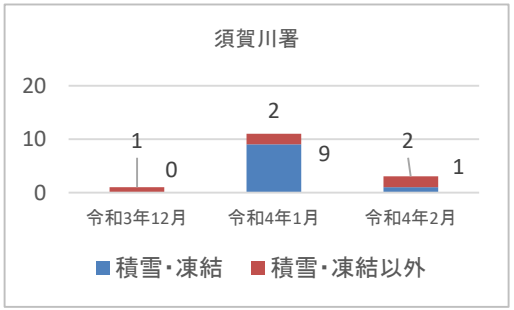

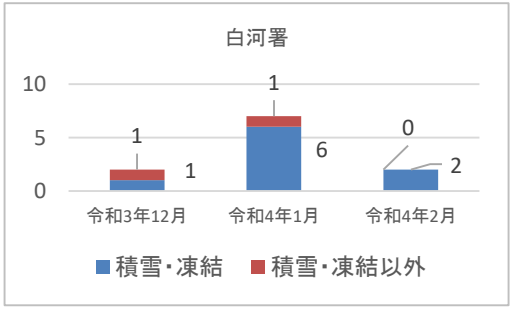

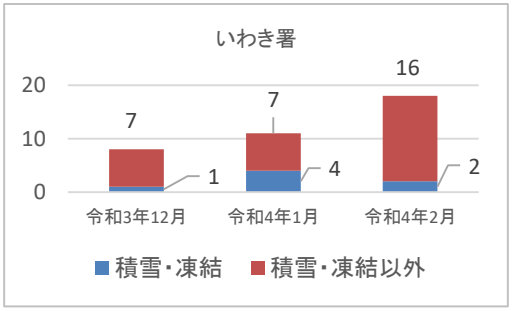

◎転倒災害発生状況４　発生場所別、傷病性質別、傷病部位別

積雪・凍結による転倒災害の発生場所

積雪・凍結による転倒災害の発生場所別
（令和3年12月～令和4年2月）

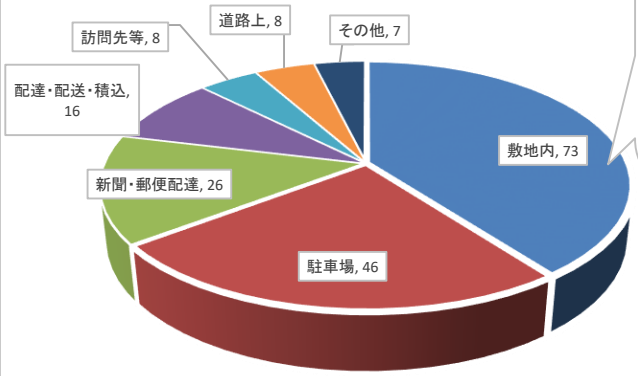

・6割以上が事業場で維持・管理することが可能な敷地内・駐車場で発生しています。
・令和4年3月には、事業場駐車場で転倒による死亡災害が発生しています。

積雪・凍結による転倒災害の傷病性質・傷病部位

積雪・凍結による転倒災害の傷病性質別
（令和3年12月～令和4年2月）

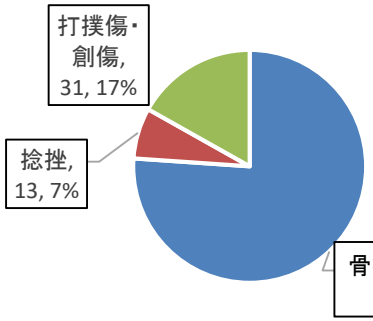

主な傷病部位

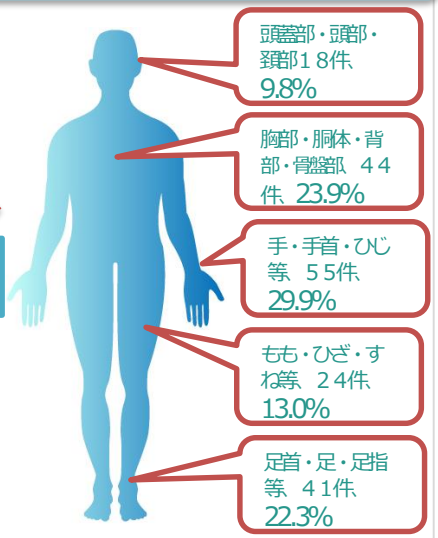

・積雪・凍結による転倒災害の3/4は骨折です。
・骨盤骨折や大腿骨骨折等、長期の休業を要する災害も発生しています。

（参考）通常の歩き方とすべりにくい歩き方

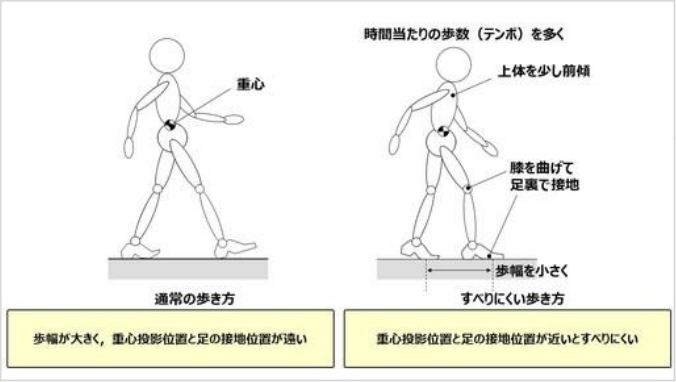

準備期間中や休みの日の散歩のときなどに練習してみましょう！

出典：独立行政法人労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所
「すべり転倒」の実態と評価・対策について

（参考）加齢に伴う各種身体機能の変化

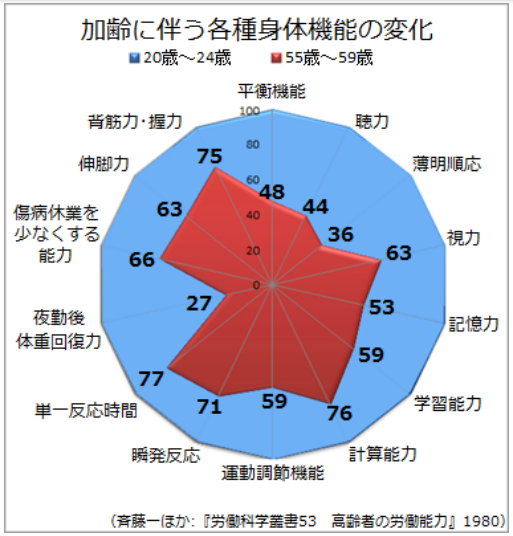

（斉藤一ほか:『労働科学叢書53　高齢者の労働能力』1980）

身体機能のピーク期（20～24歳）を基準とした場合と、55～59歳の高齢者の各種身体機能水準の相対関係が、どの程度であるかを示した図です。
　特に高齢者にとっては、日頃の運動（体力の強化）が転倒災害防止に有効ですので、自分に合ったストレッチや運動を行いましょう！

滑り　つまづき　踏み外し

冬季の「転倒」に要注意

数字で見る 福島県内の転倒災害

労働災害のうち転倒
約2割以上

冬季
約4割

午前
約6割

50代以上
7割以上

女性
約6割

休業1か月以上
約6割

出典：労働者死傷病報告より
（令和３年1月～令和３年１２月）

準備期間：令和４年11月15日～令和４年11月30日
運動期間：令和４年12月１日～令和５年３月31日

『福島冬季転倒災害防止運動』実施中

厚生労働省
福島労働局

令和４年11月作成